

諮問第23号「科学技術基本計画について」 に対する答申（概要）

【1】基本計画の位置付け

- ◎ 我が国は、自ら率先して未踏の科学技術分野に挑戦していくことが必要。

内外の諸課題に対応するため科学技術が果たすべき役割や、人類共有の知的資産としてそれ自体価値を有する基礎研究への期待の高まり。

- ◎ 我が国の科学技術の現状は近年経験したことがないほど厳しい状況。

研究開発投資額は、日本全体で平成5年度、6年度と2年連続して減少。
特に、政府研究開発投資は対GDP比で欧米主要諸国を依然として下回っている。

研究開発システムも、柔軟性・競争性が低く制約が顕在化。

科学技術振興における国の最優先課題

- ・ 科学技術を巡る環境を柔軟かつ競争的で開かれたものに抜本的に改善
- ・ 産学官全体の研究開発能力の引上げと最大限発揮
- ・ 研究成果を円滑に国民や社会、経済に還元



新たな視点に立って、変革を目指した科学技術政策を総合的、計画的かつ積極的に推進するため、今後10年程度を見通した平成8年度から12年度までの5年間の科学技術政策を具体化するものとして、基本計画を策定。

【2】第1章及び第2章のポイント

第1章 研究開発の推進に関する総合的方针

第2章 第1章に定めた方针に沿って、今後5年間に講ずる具体的措置を記述。

◎研究開発推進の基本的方向

○社会的・経済的ニーズに対応した研究開発の強力な推進

☆新産業の創出や情報通信の飛躍的進歩などの諸課題に対応

☆地球環境、食料、エネルギー・資源等の地球規模の問題の解決

☆生活者のニーズに対応した健康の増進や疾病の予防・克服、災害の防止などの諸課題の解決

○基礎研究の積極的な振興

物質の根源、宇宙の諸現象、生命現象の解明など新しい法則・原理の発見等により、人類が共有し得る知的資産を生み出し、人類の文化の発展に貢献する基礎研究の振興

◎新たな研究開発システムの構築

創造的な研究開発活動の展開のためのシステム

○柔軟かつ競争的で開かれた研究環境の実現～研究者の能力の涵養、創造性の発揮

☆国立試験研究機関に任期付任用制を導入

・優秀な研究者を円滑に結集するため

・若手研究者の創造的能力涵養と登竜門として

(大学は検討の結論を早期に得て対処)

☆公募などによる競争的研究資金の大幅な拡充など多元的研究資金を拡充

○活力ある若手研究者、研究支援者の養成・確保

☆大学院等の充実など教育の改善・充実と奨学金等の拡充

☆ポストク等1万人支援計画を平成12年度に達成

☆研究支援者数を、国研で研究者1人当たり1人、国立大学で研究者2人に1人にできるだけ早期に拡充

○国以外のセクターの創造的研究開発能力の向上

☆私立大学の研究基盤及び機能の強化への支援

☆公設試験研究機関の研究開発・技術支援機能の強化に対する支援

☆民間が行う創造的な研究開発に対する支援

各セクター間、地域間、国際間の連携・交流システム

○産学官の人的交流促進のための国の諸制度・運用の改善

☆民間との共同研究を積極的に促進するための規程等の見直しや休職制度活用

☆国の研究者が民間で研究・指導等を行うための兼業許可の円滑化

○国等の研究成果の民間における活用の促進

☆共同・受託研究の相手先民間機関への特許権の優先実施権の付与

☆国研研究者への特許権個人帰属のため、8年度から職務発明規程改正

○地域における連携・交流の促進

☆地域の科学技術関連施設、公設試験研究機関への支援の拡充

○国際交流の促進

☆国際的な研究拠点の整備、メガサイエンスを含む国際共同研究の推進

☆国研の外国人研究者受入れを全体として1研究室当たり1人に

☆国研・大学の研究者の海外派遣を拡充

☆日本学術振興会外国人特別研究員（420人）を1050人規模に拡充

☆STAフェローシップ（340人）を1000人規模に拡充

○分布型メガサイエンスの推進

厳正な評価の実施

○研究機関、課題、研究者について評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施

○大綱的指針を策定

◎望ましい研究開発基盤を実現

○大学、国立試験研究機関における研究施設・設備の計画的な改善

☆国立大学の施設

- ・老朽化・狭隘化改善が見込まれる1200万㎡について、調査検討を行いつつ、計画的整備を推進
- ・新たなニーズに対応した学術研究環境の整備も推進

☆国立試験研究機関の施設

- ・老朽化対策が見込まれる80万㎡について、調査検討を行いつつ、計画的整備を推進

☆購入後10年を経過した設備を順次更新

☆私立大学の施設整備支援の推進、研究装置・設備補助の拡充

○情報通信基盤の整備

☆平成12年度までに国の全研究者に情報通信機能付きコンピュータを配備

☆研究機関間の情報ネットワークを米国並みに高速化

○計量標準等の充実、研究材料の円滑な供給等の研究開発に係る知的基盤の整備

◎科学技術に関する学習を振興、幅広い国民的合意を形成

○探求活動・実践活動を重視した理科教育・技術教育の充実、青少年を対象とした各種体験事業など普及啓発活動の強化

○科学技術の振興に関する国民的合意の形成

◎政府の研究開発投資の拡充

○政府研究開発投資を、21世紀初頭に対GDP比率で欧米主要国並みに引き上げるとの考え方の下、その倍增の実現が強く求められており、この場合、平成8年度から12年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約17兆円とすることが必要

○一方、活力ある21世紀の社会経済を築いていくためには、財政を健全化させることが緊急課題

○以上の観点を踏まえ、本計画に掲げる施策の実現に必要な経費を拡充。

○その際、競争的資金をはじめとする多元的な研究資金や、研究者等の養成・確保及び研究者交流に必要な経費、研究開発基盤の整備に必要な経費を重点的に拡充

【参考１】基本計画のポイント

新たな研究開発システムの構築のため制度改革等を推進

- 任期制の導入など、研究者の流動性を高め研究開発活動を活性化
- ポストク１万人計画の実現と研究支援者の抜本的拡充
- 共同研究促進、研究兼業許可の円滑化により産学官交流を活発化
- 厳正な評価を実施

政府研究開発投資を拡充

- 政府研究開発投資について、２１世紀初頭に対ＧＤＰ比率で欧米主要国並みに引き上げるとの考え方の下、計画期間内での倍増の実現が強く求められている。
この場合、計画期間内における科学技術関係経費の総額の規模１７兆円が必要
- 一方、活力ある２１世紀の社会経済を築いていくためには、財政を健全化させることが緊急課題
- 以上の観点を踏まえ、本計画に掲げる施策の推進に必要な経費を拡充
- その際、次の資金を重点的に拡充
 - ・競争的資金をはじめとする多元的研究資金
 - ・研究者等の養成・確保及び研究者交流のための資金
 - ・研究開発基盤整備のための資金

【参考2】これまでの経緯等

平成7年11月15日 科学技術基本法公布・施行

11月29日 内閣総理大臣より科学技術基本計画について科学技術会議に諮問
(以降、総合計画部会及び同部会に設置された基本問題分科会において検討)

8年 6月24日 科学技術会議から内閣総理大臣に対し、科学技術基本計画(案)
を答申(予定)

7月上旬 科学技術基本計画を閣議決定(予定)

◎科学技術基本法は、21世紀に向けて我が国が「科学技術創造立国」を目指し、科学技術の振興を強力に推進するため、科学技術政策の基本的な枠組みを与えるもの。

◎同法では、科学技術基本計画(以下「基本計画」という。)について次のように規定。

- ① 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定
- ② 基本計画では次の事項について規定
 - ・ 研究開発の推進に関する総合的な方針
 - ・ 政府が、研究開発の推進のための環境(研究施設・設備、情報化など)を整備するために、総合的かつ計画的に講じる施策
 - ・ その他科学技術の振興に関し必要な事項
- ③ 政府は、基本計画の実施に要する資金の確保のため必要な措置

◎基本計画に対する要請(衆参附帯決議)

- ① 10年程度を見通した5年間の計画
- ② 我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、講ずべき施策や規模などについての、できるだけ具体的な記述
- ③ 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備

諮問第23号「科学技術基本
計画について」に対する答申

平成8年6月24日

科学技術会議

8 科 技 会 第 8 3 号

平成 8 年 6 月 2 4 日

内閣総理大臣

橋 本 龍 太 郎 殿

科学技術会議議長

橋 本 龍 太 郎

諮問第 2 3 号「科学技術基本計画について」

に対する答申について

本会議は、平成 7 年 1 1 月 2 9 日付け諮問第 2 3 号「科学技術基本計画について」の審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

(別紙)

目 次

はじめに	1
第1章 研究開発の推進に関する総合的方針	3
I. 研究開発推進の基本的方向	3
II. 新たな研究開発システムの構築	4
(1) 創造的な研究開発活動の展開のための研究開発システムの構築	4
(2) 各セクター間、地域間及び国際間の連携・交流のシステムの構築	6
(3) 公正な評価の実施	7
III. 望ましい研究開発基盤の実現	8
IV. 科学技術に関する学習の振興と幅広い国民的合意の形成	8
V. 政府の研究開発投資の拡充	9
第2章 総合的かつ計画的な施策の展開	10
I. 研究者等の養成・確保と研究開発システムの整備等	10
(1) 研究者及び研究支援者の養成・確保	10
(2) 研究開発システムの整備	11
(3) 各種評価の実施	13
II. 研究開発基盤の整備・充実	15
(1) 研究開発施設・設備の整備	15
(2) 研究開発に関する情報化の促進	16
(3) 知的基盤の整備	17
III. 多元的な研究資金の拡充	17
(1) 競争的資金の拡充	17
(2) 多様な研究開発の推進のための重点的資金の拡充	17
(3) 基盤的資金の充実	17
IV. 私立大学における研究の充実	18
V. 民間の研究開発の促進と国等の研究開発の成果の活用	18
(1) 民間の研究開発の促進	18
(2) 国等の研究開発の成果の活用	19
VI. 国際的な交流等の促進	19
(1) 主導的・主体的な国際共同研究開発の推進	19
(2) 開発途上国等との科学技術協力の拡充	20
(3) 国際的な科学技術活動の強化のための環境の整備	20
VII. 地域における科学技術の振興	21
VIII. 科学技術に関する学習の振興及び理解の増進と関心の喚起	22
(1) 学校教育における理科教育・技術教育の充実	22
(2) 科学技術に親しむ多様な機会の提供	22
(3) 科学技術に関する理解の増進と関心の喚起	22

はじめに

我が国は、グローバル化、ボーダレス化と国際的な経済競争の激化、史上類を見ない速度で進行している人口の高齢化等により、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下等の危機的事態に直面することになるのではないかと強く懸念されている。また、我が国国民を含む人類の未来には、地球環境問題、食料問題、エネルギー・資源問題等地球規模の諸問題が大きく立ちはだかっている。さらに、我が国国民の意識、価値観が、精神的な豊かさを重視する方向に変化していることから、安心して暮らせる潤いのある社会の構築が強く求められている。このような内外の諸課題への対応のために、科学技術が大きな役割を果たしていくことへの期待はますます高まっている。

また、様々な科学技術の革新的発展をもたらすとともに、その成果が人類の共有し得る知的資産としてそれ自体価値を有し、人類に対し貢献し得る基礎研究への期待も非常に大きくなっている。特に、我が国は、今や自ら率先して未踏の科学技術分野に挑戦していくことが強く求められている。科学技術は、次代を担う若者たちが夢と希望と高い志を持つことを可能とし、また人類の未来への展望を開くものといえる。同時に、今日の科学技術は、その成果が生活・社会の隅々まで浸透し、人々への影響を増す一方で、著しく高度化、複雑化しているため、広く国民に、科学技術の意義、役割、成果、波及効果、進展等について理解を求め、関心を得ることが必要となっている。

しかるに、日本の科学技術の現状をみると、研究開発投資は、日本全体で平成5年度、6年度と2年連続して減少し、民間では平成4年度から3年連続して減少するという、我が国が近年経験したことがない厳しい状況にある。政府研究開発投資については、国防研究費の割合、民間活力の差異等により、単純に比較できないものの、我が国の政府負担研究費の対GDP比率は欧米主要国の水準を下回っている。

研究開発システムについても、これまで我が国の発展を支えてきた様々なシステムに内在していた様々な要素が、社会、経済、国際環境等の変化により、研究開発を推進する上で、柔軟性や競争性が低く、組織の壁を越えた連携・交流等が十分に行えないなど制約として顕在化している面がある。研究開発基盤については、大学、国立試験研究機関等の施設・設備の老朽化等の早急な改善が求められているとともに、研究開発に係る情報基盤及び知的基盤の整備も欧米に比べ立ち遅れている。また、研究者（技術者を含む。以下同じ。）に比べて、研究支援者の数はかなり少ない状況である。さらに、研究開発の空洞化の懸念も指摘されている。

これらの結果、特に、基礎研究の水準は、欧米に比して立ち遅れかつその格差が更に拡大しつつある分野も少なくない。また、科学技術がその高度化等に伴い一般の国民にとって理解しにくい遠いものとなり、さらに将来の我が国の科学技術を担う若者たちに科学技術離れの懸念も生じている。

以上のような科学技術の果たすべき役割やその現状を踏まえ、我が国の科学技術活動を巡る環境を抜本的に改善し、我が国の産学官全体の研究開発能力を引き上げるとともに、

それが最大限発揮され、またその成果が円滑に国民や社会、経済に還元されるような施策を講じていくことが、科学技術振興における国の最優先課題である。

特に、基礎研究を中心となって担うべき大学、国立試験研究機関等における研究の重要性、社会的、経済的ニーズに対応した研究開発を推進する上で国の果たすべき役割の重要性が増大している。また、我が国が世界及び人類に貢献し、国際的な責任を果たしていく上でも、科学技術に対する国民の理解を増進し、関心を喚起する上でも、国の役割は一層重要となっている。こうした中で、国は、基礎的・独創的研究など民間においては十分な取組が期待できない研究開発を積極的に実施することが必要である。

このため、新たな視点に立って、変革を目指した科学技術政策を総合的、計画的かつ積極的に推進していくことが必要である。

この科学技術基本計画は、科学技術創造立国を目指して制定された科学技術基本法（平成7年11月15日 法律第130号）に基づき、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、科学技術政策大綱（平成4年4月24日 閣議決定）の精神を踏まえて、今後10年程度を見通した、平成8年度から12年度までの5年間の科学技術政策を具体化するものとして策定したものである。

本基本計画の第1章においては、研究開発の推進に関する総合的方針として、今後の研究開発推進の方向を定めるとともに、その実現のための研究開発推進の体制及び条件の整備の方向を定めた。第2章においては、第1章に定めた方針に沿って、今後5年間に講ずる具体的措置を定めた。

第1章 研究開発の推進に関する総合的方針

I. 研究開発推進の基本的方向

我が国が科学技術創造立国を目指し、「我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の発展と人類社会の持続的な発展に貢献する」（科学技術基本法第1条）ため、我が国の研究開発資源を重点的に投入して、以下のような社会的、経済的ニーズに対応した研究開発を強力に推進する。

すなわち、活力ある豊かな国民生活を実現するため、経済フロンティアの拡大や高度な社会経済基盤の整備に貢献し、新産業の創出や情報通信の飛躍的進歩などの諸課題に対応する独創的・革新的な技術の創成に資する科学技術の研究開発を推進する。

また、人間が地球・自然と共存しつつ持続的に発展することを可能とするため、人間活動の拡大、開発途上国を中心とする人口の大幅な増加等に伴い顕在化している地球環境、食料、エネルギー・資源等の地球規模の諸問題の解決に資する科学技術の研究開発を推進する。

さらに、生活者のニーズに対応し、安心して暮らせる潤いのある社会を構築するため、健康の増進や疾病の予防・克服、災害の防止などの諸課題の解決に資する科学技術の研究開発を推進する。

同時に、物質の根源、宇宙の諸現象、生命現象の解明など、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築、未知の現象の予測・発見などを目指す基礎研究の成果は、人類が共有し得る知的資産としてそれ自体価値を有するものであり、人類の文化の発展に貢献するとともに、国民に夢と誇りを与えるものである。また、そのような新たな研究成果は、時に、技術体系の革命的な変貌や全く新しい技術体系の出現をもたらし、社会に様々な波及効果を与える。さらに、自然と人間に対する深い理解は、人類が自然との調和を維持しつつ発展を続ける大前提でもある。このような重要性にかんがみ、基礎研究を積極的に振興する。

研究開発の推進に当たっては、科学技術会議の諮問第18号「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」に対する答申（平成4年1月24日）を踏まえ、基礎科学を振興するとともに、重要分野の研究開発を推進する。同答申に掲げられている重要分野の研究開発については、これまでに内閣総理大臣が決定した「エネルギー研究開発基本計画」（平成7年7月18日最終改定）、「先端的基盤科学技術に関する研究開発基本計画」（平成6年12月27日決定）等各種の研究開発基本計画に基づき推進するとともに、本基本計画で示した研究開発推進の基本的方向に沿って今後推進すべき課題の見直しを行い、必要に応じて、これらを改定し、又は、新たに研究開発基本計画を策定する。なお、重要分野については、同答申策定後の諸情勢の変化を踏まえて適時に所要の見直しを行う。

その際、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養並びに基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に配慮するとともに、例えば地球環境問題、食料問題、エネルギー問題等地球規模の諸問題への対応に資する科学技術において顕著に見られるように、科学技術の進歩だけでなく、それをも踏まえた社会システムの変革が問題解決のために重要であったり、脳の機能等に関する研究に当たっては、言語学、心理学等からのアプローチが必要であるなど、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展に留意する。また、環境や倫理に配慮する等人間の生活、社会及び自然との調和を図る。さらに、研究者の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮する。

Ⅱ. 新たな研究開発システムの構築

上記のような研究開発を強力に推進するため、新しい時代に向けて、研究者の創造性の発揮に基礎を置いた研究活動の展開を軸とする新たな研究開発システムを構築するとともに、大学、研究所等の研究開発機関間、国、民間、地方公共団体等のセクター間、さらには国際間の連携・交流の拡充、強化を図り、また研究開発に関し厳正な評価を実施することによって、我が国全体の研究開発の抜本的な活性化を図る。

これにより、科学技術を志す若者が明るい未来を創造する者としての展望を持つことを可能にするとともに、科学技術を、名実ともに我が国の立国の基盤として国際的に開かれたかたちで振興するものとする。

(1) 創造的な研究開発活動の展開のための研究開発システムの構築

我が国の各研究開発機関、各セクターは、その固有の使命・責任を果たしていくことが重要であり、このためには、各々の研究開発能力を最大限に強化し、これを十分に発揮し、創造的な研究開発活動を展開すると同時に、研究開発を担う研究者がその能力を涵養し、創造性を発揮できるような環境を整備していく必要がある。

このため、我が国の研究社会全体にわたって、

- ① 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現すること、すなわち(イ) 研究者のキャリア・パス(様々な経験を通じて専門的な知識や技術、能力を身につけていく過程としての職歴、経歴)の選択の幅を広げることによって研究者の流動性を高め、これまでの我が国科学技術の発展に大きく貢献してきている安定した信頼性のある研究者群と相まって、研究開発活動を更に活性化すること、(ロ) 研究者が活用できる資金の多様化と拡充、特に競争的環境の下で提供される研究資金の拡充を図り、また、その効果的、効率的な配分に努めること、(ハ) また、研究開発の展開や社会情勢に応じて、柔軟かつ機動的に運営できる研究組織形態の活用を推進すること、(ニ) さらに、様々な研究開発の場を、我が国の研究者はもとより海外の研究者も含め、それらの力を結集できる開放された環境とすること、
- ② 独創的人材の発掘に留意しつつ、優れた研究者の養成、確保を図ること、特に

活力ある若手研究者に活躍の機会を与えるなどその養成の強化を図ること、また研究者が研究開発活動に専念できる環境を整えること、

③ 国以外のセクターの創造的研究能力の向上を図ること、

などを実現する研究開発システムを構築するとともに、高度な研究開発基盤の整備と相まって、内外の研究者にとって活力と魅力のある研究開発環境を実現する。

このような観点から、以下の施策を講ずる。

- ① 柔軟で競争的な研究開発環境の実現に不可欠な研究者の流動化を促進させるため、任期制が我が国の研究社会の中で実効的に機能し得るよう配慮しつつ、研究者の任期制の導入を図る。国立試験研究機関においては、人材の結集や若手研究者の登竜門として活用できる新たな任期付任用制度を、処遇等諸条件を整備しつつ導入する。大学教員については、現在行われている選択的任期制についての検討の結論を早期に得て、所要の整備等を行う。民間等においても、民間固有の状況を考慮しつつ、検討が行われることを期待する。

また、競争的な環境の下で提供される研究資金は、研究者間、研究開発機関間、セクター間等の競争と連携を通じ、研究開発活動の活性化を図っていく上で、後述の多様な研究開発の推進のための重点的資金及び基盤的資金とともに、重要な要素となるものであり、平成8年度から本格的に導入された特殊法人等を活用した新たな基礎研究推進のための経費等をはじめとする各種の競争的資金の大幅な拡充を図る。同時に、大学等への民間からの資金供給の円滑化のための条件整備等を進め、研究開発資金の多様化を図る。資金の配分に際しては、資金の性格等に応じた適切な評価により、有効に活用されるよう配慮する。

さらに、研究開発機関の活動に一層の柔軟性、弾力性を与えるため、学長や、所長等の裁量で重点配分できる研究資金の拡充及び予算執行に係る各省庁の事務手続きの迅速化、効率化を図る。また、当該機関内の措置により機動的、弾力的に改変できる組織形態の活用等学長、所長等の指導力の発揮を可能とする機動的な組織運営を図る。

また、研究開発環境を内外に対して一層開かれたものとするため、任期付任用やフェローシップの充実等に加え、出資金を活用した研究費など広く内外の人材を結集することに効果的な研究費の積極活用を図る。

- ② 大学院等の教育研究の充実、若手研究者に対するフェローシップ等の支援の拡大、充実や、大学・高等専門学校等における自然科学系教育の改善・充実を進める。

また、欧米に比べて手薄なポストドクトラル研究者層を充実・強化し、その研究歴を研究者のキャリア・パスの重要なステップとして確立することに努め、もって、研究者としての能力の涵養と、これらの研究者層が研究開発の重要な一翼を担う体制の実現を図り、我が国の研究開発能力を強化する。さらに、研究者が研究開発活動に専念できる環境を整備することとし、研究開発を支援する人材を養成・確保するとともに、外部の支援機能を活用し得る制度を整備する。

- ③ 私立大学における研究の高度化のための研究費、研究設備、研究装置施設など研究開発基盤の強化に対する支援、公設試験研究機関が行う創造的な研究開発に対す

る支援を拡大する。

また、中小企業はじめ活力ある企業等が行う新規事業展開等を通じた経済フロンティアの開拓に資する研究開発に対する支援を拡大し、特に民間の創意と研究開発能力を最大限に活用し、産官が資金とリスクを分担して研究開発を推進する仕組みの拡充を図る。

同時に、社会的、経済的ニーズに対応した研究開発や知的好奇心など研究者の自主性に基づく基盤的な研究活動を効果的、創造的に推進できる研究開発環境の整備が必要である。すなわち、各種政策目的に沿って、あるいはこれと連携して実施される各種のプロジェクト研究等の研究開発は、我が国の科学技術力向上の要ともなるものであり、大学、国立試験研究機関、特殊法人等の研究開発機関において行われるこれらの研究開発や、各種研究開発制度により行われる研究開発が効果的かつ重点的に推進されるようにするため、前述の競争的資金の拡充と併せて、多様な研究開発の推進のための重点的資金の拡充を図る。また、研究者の自主性が重要な基盤的な研究活動は、総体として膨大な知的資産を生み出すものであり、これが着実かつ効果的に推進できるよう、研究者が経常的に使用できる基盤的資金の充実を図る。

(2) 各セクター間、地域間及び国際間の連携・交流のシステムの構築

科学技術に対する要請が多様化し、ますます高まる中で、研究開発を効果的に推進し、その成果を効率的に社会・経済に還元していくためには、各セクター、地域及び各国に分散して存在している人的、物的及び知的な資源を有機的に結合させていくことが不可欠である。このような観点から、人的交流をはじめとする以下の施策を総合的に講ずることにより、各セクター間等の連携・交流システムを構築する。

- ① セクター間の研究者の人的交流は、研究者にその創造的能力の涵養と発揮の機会を与え、また、人の移動を通じた研究成果のセクター間の移転をより円滑にするものであり、その促進のために、国立大学等及び国立試験研究機関の研究者（以下、「国の研究者」という。）が民間においても研究・指導等の活動に円滑に従事することができるようにする等の、国の諸制度及び運用の改善を行う。

また、研究評価、情報の発信・交換あるいは人的交流の場として重要な役割を果たしている学協会について、その活動の支援と機能の活用を図る。

- ② 国等の研究成果の民間等における活用を促進する。このため、国等から研究を受託した企業等における研究成果の実施の促進を図り得るよう、また研究者の移動に伴い研究成果が円滑に移転できると同時に研究者へのインセンティブの付与も図り得るよう、国の投資による研究成果に関する特許権等の取扱いの改善を図る。また、国立大学、国立試験研究機関等の研究成果の円滑な実用化を促進するための施策を推進する。

さらに、国等の有する研究開発基盤が、国自身による利用にとどまらず、民間等によっても活用されるよう、国等が大型で汎用性の高い施設設備を整備し、その共同利用等を促進する。

- ③ 「地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針」（平成7年12月13

日 内閣総理大臣決定)に基づき、地域における産学官等の連携・交流等を促進する。特に、公設試験研究機関の行う研究開発・技術支援機能の強化を期待するとともに、これらに対する国の支援等を充実する。

- ④ 国際的な連携・交流を図るとともに世界的水準の研究開発を促進するため、広く国内外の研究者をひきつけることのできる魅力的な研究開発環境を有する国際的研究開発拠点を形成・整備する。また、メガサイエンス(大規模な施設・設備、広範な研究者及び技術者の取組等が必要であるため、国際的な協力によることが不可欠な研究開発プロジェクトをいう。)の推進を含め、国際共同研究開発を積極的に推進するとともに、国際的な人的交流を促進する。
- ⑤ 分布型メガサイエンス(参画が期待される研究者や活用すべき施設・設備、情報等が広範な地域、科学技術分野に分布しており、これらの有機的連携により効果的に推進し得るメガサイエンス)の推進や長期・大規模な観測・調査・技術データの取得・蓄積・発信等を図るため、国内外の関係研究開発機関、行政機関の間の連携・協力を充実、強化する。また、分布型メガサイエンスの推進に必要な研究者、設備等が相当規模集積し、研究情報の発信・集約機能を備えた、研究開発の中核的機能を担い得る諸拠点の形成を図る。
- ⑥ プロジェクトの計画段階から、産学官あるいは内外の英知を結集して構想し、かつその実施に当たっては、それらの一層緊密な連携・協力のもとに、それらの有する人材、情報等を結集し、また時限的な組織編成と弾力的な組織運営、研究者の流動化のための諸制度の活用等による先進的な研究体制の下に、種々の資金等の活用により、研究開発機関の研究活動を活性化しつつ、基礎研究プロジェクトを戦略的に推進する。

(3) 厳正な評価の実施

研究開発活動を活性化し、優れた成果をあげていくため、研究開発機関及び研究開発課題について、これまでの評価の実情も踏まえつつ、評価の在り方を抜本的に見直し、研究開発機関又は研究開発課題を実施あるいは推進する主体において、それぞれの目的・任務、性格・態様、規模・期間等に応じて、厳正な評価を実施し得る適切な評価の仕組みを整備するとともに、評価のための基準等を充実、整備する。その際、必要に応じ、外部有識者の意見の聴取等による評価を取り入れるとともに、科学技術と人間の生活・社会及び自然との調和等を図るべく、人文科学の視点も十分に織り込んでいくよう留意する。また、特に大規模かつ重要なプロジェクトについては、研究開発を実施する主体から独立したかたちで評価を行う。なお、評価の結果等についての情報開示に努める。また、評価の研究資金の配分への反映を図る。

こうした評価の実施の円滑化を図るため、国民各般の意見が反映されるよう配慮しつつ、国の研究開発全般に共通する評価の在り方に関する大綱的な指針を策定する。

研究者についても、その所属機関において、効果的な研究の推進、適切な処遇の確保等を図るために、業績等の評価を適切に行う。

評価に際し、大学等については、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮するものとする。

Ⅲ. 望ましい研究開発基盤の実現

美しいキャンパスや研究開発機関、静穏でゆとりのある研究室において、最先端の研究設備を用いて、研究者が自由闊達に研究活動を推進できるといった研究開発環境を整えることは、21世紀における我が国の知的で文化的なものに対する取組のシンボルであり、次代の科学技術を支える若者たちに対するメッセージにもなる。また、我が国が独創的な研究開発を推進し、世界の科学技術の発展に貢献するには、施設・設備等の研究開発基盤の整備が不可欠である。特に、近年の科学技術の高度化に伴い、研究設備は年々高性能化、大型化しており、それに対応した施設の整備も必要となっている。このため、我が国の大学、国立試験研究機関等における施設・設備の老朽化、狭隘化の状況を速やかに改善するとともに、世界的水準の研究開発を実施することを可能とする高度な研究施設と最先端の研究設備の整備を更に推進するとともに、その適切な維持のための措置を講ずる。

また、高度情報通信社会に対応し研究開発活動の高度化を図るとともに、研究開発活動の現状や成果等を広く内外に発信していくため、各研究開発機関における情報通信基盤の整備、大学間、国立試験研究機関間等の情報ネットワークの整備、科学技術に関するデータベースの整備等を進める。また、研究開発活動や研究の企画立案、評価等に活用できる研究者及び研究資源に関する案内情報のデータベース化を促進する。

研究開発等の効率的な推進のためには、試験・計測・調査法等の改良・標準化、計量標準、研究開発に用いる材料の質・量両面での安定供給及び安全性・信頼性の確保等が必要である。このため、各種計量標準・試験評価方法の充実整備、遺伝資源等の研究材料の円滑な供給を図る等研究開発に係る知的基盤の整備を推進する。

Ⅳ. 科学技術に関する学習の振興と幅広い国民的合意の形成

創造性と主体性に富み、科学技術に対する夢と情熱を持った科学技術系人材を育成するとともに、国民が科学技術を身近に感じ、強い関心を抱くような社会環境をつくりあげていくため、「科学技術系人材の確保に関する基本指針」（平成6年12月27日内閣総理大臣決定）に基づき、初等中等教育における理科教育・技術教育の充実等を一層推進するとともに、青少年を対象とした各種体験事業の充実など科学技術の普及啓発活動等への取組を強化する。

特に、科学技術の役割と将来への期待が大きい今日において、科学技術が国民から理解されにくい、離れた存在となることは、人間・社会生活を豊かにするという科学技術本来の使命からして、あってはならないことである。このため、人間の生活・社会及び自然との調和等に十分留意した科学技術の振興に関する国民的合意がより広く、また深く醸成されるよう、国民に対する情報の提供、社会における論議の促進等に一層努めるなど、国民の理解の増進と関心の喚起のための施策を講ずる。また、研究者側においても、社会に対して分かりやすい情報発信を行うことが重要である。

V. 政府の研究開発投資の拡充

「科学技術政策大綱」（平成４年４月２４日 閣議決定）及び「構造改革のための経済社会計画－活力ある経済・安心できる暮らし－」（平成７年１２月１日 閣議決定）にいう政府研究開発投資の早期倍増については、２１世紀初頭に対ＧＤＰ比率で欧米主要国並みに引き上げるとの考え方の下に、本計画の期間内に倍増を実現させることが強く求められている。この場合、平成８年度より１２年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約１７兆円とすることが必要である。

一方、我が国財政の現状をみると、その赤字の水準は主要な欧米諸国と比較しても悪化し、巨額の財政赤字が我が国経済に好ましくない影響を与え、その発展を阻害することが懸念されており、活力ある２１世紀の社会経済を築いていくためには、財政を健全化させることが緊急課題となっている。

以上のような観点を踏まえ、毎年度の予算編成に当たって、今後の社会・経済動向、引き続き厳しいと見込まれる財政事情等を勘案するとともに、科学技術の振興に十分な配慮を行い、本計画に掲げる施策の推進に必要な経費の拡充を図っていくものとする。

その際、特に、競争的資金、多様な研究開発の推進のための重点的資金、基盤的資金及び民間の研究開発の促進のための資金といった多元的な研究資金を本計画に示す研究開発推進の基本的方向に沿って拡充するとともに、新たな研究開発システムの構築を図るための研究者等の養成・確保及び研究者交流の促進に必要な資金並びに研究開発基盤の整備に必要な資金を重点的に拡充するものとする。また、研究資金の一層効率的な活用を図るとともに、民間資金の導入、資産の売却など財源の確保に努めることとする。

第2章 総合的かつ計画的な施策の展開

第1章に定めた方針に沿って、以下の施策、措置等を講ずる。なお、これまで内閣総理大臣が決定した各種の基本指針に基づき施策を推進するとともに、必要に応じてこれらを改定し、又は、適時、重点的に講ずべき施策に関する基本指針等を策定する。

I. 研究者等の養成・確保と研究開発システムの整備等

(1) 研究者及び研究支援者の養成・確保

- ① 大学院については、学術研究の進展の動向、人材の養成に対する社会的要請及び大学院修了者に対する需要動向を踏まえ、学生数の規模の拡充を図るとともに、教育研究機能の質的強化、既存の組織や施設・設備の有効活用に努めつつ、大学院を中心とした教員組織、施設・設備の充実等を推進する。また、学外の研究開発機関等と連携して教育研究を実施する連携大学院制度の活用等により、弾力的・開放的な教育研究を推進する。

さらに、優秀な学生が安心して大学院に進学できるよう、日本育英会奨学金の貸与人数を拡充するとともに、貸与金額等の改善・充実を図る。これに加えて、日本学術振興会特別研究員(DC)についてもその一層の充実を図る。

また、大学・高等専門学校・専修学校の自然科学系教育及び高等学校の職業教育の一層の充実を図るため、教育内容の充実、時代の要請に応じた学部・学科の改編・整備、施設・設備等の充実、民間企業等の外部人材の活用等を推進する。

さらに、研究者及び研究支援者の資質の向上を図る観点から、大学等における社会人の受入れ等を推進する。

- ② 若手研究者層の養成、拡充等を図る「ポストドクター等1万人支援計画」を平成12年度までに達成するなどの施策により、支援の充実を図る。また、その研究歴を常勤研究者と同等に評価するなど、引き続き適切に取り扱うよう努めるとともに、産業界における処遇の改善を期待しつつ、博士課程修了者に対する評価の定着と併せて、我が国における研究者のキャリア・パスとしてのポストドクトラル制度の整備・確立を図る。
- ③ 産学官の研究開発機関における研究開発業務に係る人材の円滑な確保のニーズを踏まえ、研究開発業務を労働者派遣事業が可能な業務とすることについて、中央職業安定審議会の意見を聴しつつ、所要の政令改正を行う。
- ④ 国立大学等及び国立試験研究機関における研究者及び研究支援者の確保を図るため、各種施策を通じ、これら要員の一層の拡充に努めるとともに、処遇の確保を図る。
- ⑤ 国立大学等及び国立試験研究機関において、優秀な研究マネージャー及び研究リーダーの養成・確保を図るとともに、女性の研究者及び研究支援者への採用機会等の確保及び勤務環境の充実を推進する。
- ⑥ 国立大学等及び国立試験研究機関において、実情に応じた研究支援部門の組織化

促進及び研究支援業務の意義・役割を踏まえた処遇の確保を図りつつ、技術職員等を計画的に確保する。また、事務的業務の簡素化を進めるとともに、研修等を通じ、研究開発を円滑に進めるための事務系職員の資質の向上を図る。

⑦ さらに、我が国における研究支援業務に対する社会的な評価や認識がその重要性に見合うものとなるよう、研究開発における研究支援業務の意義・役割について各種の広報媒体を通じた情報提供を推進するほか、国立大学等及び国立試験研究機関における研究支援体制の強化を図るため、以下の施策を講ずる。

ア. 国立試験研究機関において、研究者1人当たりの研究支援者数ができるだけ早期に約1人となるよう、高度な技能を有する外部人材の活用を図る重点研究支援協力員制度の拡充、研究費等による研究支援者確保の促進等により、研究補助者及び技能者を新たに確保する。

イ. 国立大学等において、研究者1人当たりの研究支援者数が、英・独・仏並みの約1人となることを目標として、研究者2人当たりの研究支援者数ができるだけ早期に約1人となるよう、大学院学生のリサーチ・アシスタント制度や高度な技能を有する外部人材の活用を図る研究支援推進事業の拡充等により、研究補助者及び技能者を新たに確保する。

ウ. 国立大学等及び国立試験研究機関における研究支援者に係る需給のニーズを踏まえ、民間事業者との契約を活用して研究支援者の確保を図る。

(2) 研究開発システムの整備

① 任期付任用制度

7-1. 国立試験研究機関の研究者への任期を付した任用について、以下の趣旨の制度の整備を進めることとし、そのうち人事制度の具体化については人事院に早期の検討を求める。

a-1) 研究開発の進展と変化が大きい中であって、各国立試験研究機関が、研究者の流動的な活用を必要とする研究分野等に優秀な人材を円滑に結集するため、研究計画の年限があらかじめ定まっていない場合にも、任期を付した任用を可能とする。

a-2) 研究者が若い時代においてその創造的な能力を涵養し、研究社会において優秀な研究者として認知されていくための登竜門として、若手研究者を任期を付して任用することを可能とする。

b) 任期を付して任用された研究者の離職後の営利企業就職に関しては、当該研究者の特性に配慮する。

c) 任期中に密度の高い研究活動が効果的に行われるよう、研究資金の充実など適切な研究環境の整備に配慮する。

d) 上記任期付任用制度は、各国立試験研究機関の判断を基礎として実施するものとする。

7-2. いわゆる終身雇用がみられる我が国において、優秀な人材を任期を付した研究者として確保することは重要であり、国立試験研究機関の研究者への任期を付した任用に伴う給与面等の処遇については、その職務内容、職員間の均衡等に留意

しつつ、人事院に早期の検討を求める。

イ. 大学教員の任期制については、現在、人事の流動化による教育研究の活性化及び多様な経験を通じた若手教育・研究者の育成を図るため、各大学の判断により任期制を導入することができることとする選択的任期制について、法制面を含めて検討が行われているところである。今後できる限り早期に検討の結論を得、その結果を踏まえて所要の整備等を行う。

② 外部の人材の活用

外部の人材を活用した研究活動の活性化を図るため、中堅の有能な研究者を特殊法人等において雇用し国立試験研究機関において共同研究を行うために受け入れる、又は、研究リーダーなど国立試験研究機関の研究者の活動を補助する人材を民間事業者との契約により確保する等の外部人材の活用に関する施策の拡充を図る。

また、大学等についても同様の外部人材の活用とその拡充を図る。

③ 産学官の連携・交流等の促進

ア. 産学官の人的交流の促進に関する施策の推進

産学官の人的交流の促進に資するため任期付任用制度（前述）を整備・活用する他、以下の施策を講ずる。

産学官の共同研究を人的交流の促進の観点からも積極的に進めることとし、その円滑な運用に努める。このため、国立試験研究機関と民間等との共同研究等を一層積極的に推進するとともに、その際、国立試験研究機関の研究者に関する共同研究等休職制度を活用していく。また、国立大学等と民間との共同研究を一層積極的に進めることとし、その際、民間研究施設等でも共同研究に従事することができる場合を拡大するなど、共同研究に係る規程等を早期に見直すとともに、研究休職により民間において国との共同研究等に参画する場合の休職期間の退職手当算定上の取扱いについて、できる限り早期に検討を行い、その結果を踏まえ適切に対応する。さらに、こうした産学官連携による研究活動の実績を積極的に評価するとともに、共同研究等の相手方に対する成果に関する優先的な実施権の付与を進めることにより、産学官連携に対するインセンティブ向上を図る。また、国・公・私立大学と国立試験研究機関等との交流を促進するため連携大学院制度の一層の活用を図る。

なお、国の研究者が、民間等の研究に係る活動を行うことは、産学官連携による我が国の科学技術振興に資するとともに、国の研究者自らの能力を涵養し発揮する機会となることから、国の研究者の勤務時間外の民間等での研究、指導等への従事に係る兼業の許可については、円滑な運用に努めるものとし、そのため、各省庁においては、その必要に応じ、当該国の研究者と兼業先との間に許認可等の特別の利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がない場合には、原則として許可することができることを明確化するなどの措置を講ずるものとする。また、国の研究者がベンチャー活動等の経営活動に参画することについては、その際の公務員としての職務専念義務等の観点からの評価を含む、国の研究者のこうした活動に対する社会的認知の醸成を待つ。

イ. 学会等の交流活動への参画の拡大、円滑化

国の研究者の学会等の交流活動への参画の拡大を図るべく、これら交流活動への

参加、貢献を、国の研究者の職務上の活動として積極的に評価し、促進する。このため、研究者が加盟する国内学会等への必要な出席が可能となるよう関連施策の拡充を図る。また、国の研究者が学会等の開催及び運営に貢献するとともに、学会等の参加の機会を生かすため、国立試験研究機関の研究者の研究集会参加に係る職務専念義務免除制度の適用範囲について、その拡大を含め検討を行い、その結果に応じ所要の措置を講ずる。

ウ. 研究開発施設・設備の共同利用等の促進

国立大学、国立試験研究機関、特殊法人等において整備する先端的かつ高度な研究開発のための研究開発施設・設備については、幅広く産学官、海外の研究者の共同利用に供し得るよう、外部の研究者の利用を支援する人材の確保、簡素な共同利用手続の整備等を進める。

エ. 産学官の研究開発機能の集積による連携・交流の促進

産学官の連携・交流を効果的に推進するためには、産学官の研究開発機能が高密度に集積した、研究交流拠点の整備・充実が重要である。このような観点から、我が国における最先端の研究開発機能の集積が進んでいる筑波研究学園都市等を内外に開かれた連携・交流の拠点として一層の育成を図る。

④ 組織運営の柔軟化及び資金の効果的使用

学長、所長等の指導力の発揮による研究組織の柔軟な運営を図る。このため、学長や、所長等の裁量で重点配分できる研究資金の拡充及び予算執行に係る各省庁の事務手続きの迅速化、効率化を図る。また、研究活動の効率化のためフレックスタイム制などを活用するほか、研究開発の進展や変化に対応するため、機関内の措置により機動的、弾力的に改変できる組織形態の活用を推進するとともに、任期付任用者や外部の人材等も活用して、柔軟な組織編成による研究を積極的に進める。

(3) 各種評価の実施

研究開発の効果的推進を図るため、厳正な評価を実施することとし、研究開発課題、研究開発機関、研究者の評価を実施するための仕組みの整備等に関し、研究開発実施・推進主体、研究開発機関において、早急に所要の措置を講ずる。また、研究開発課題及び研究開発機関についての評価を充実し、効果的なものとするため、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針を、平成8年度中に結論を得ることを目途に検討し、策定する。その際、国民各般の意見が反映されるよう配慮する。なお、大学等については、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮するものとする。

① 研究開発課題の評価

研究開発の目的、性格、態様、規模、期間等に応じ、計画段階、実施期間中、研究完了後等において、意義・目的、目標、手法、資源（人材、資金等）配分等の妥当性の評価を行う。評価の時期、評価者、評価項目、評価基準など具体的な評価実施の方法については、上述の研究開発の目的等を勘案しつつ、また評価の実効性、継続性、柔軟性、客観性、公正さ及び透明性の確保に配慮しつつ、実施・推進主体において決

定するものとする。また、評価の結果等についての情報開示に努める。また、評価の研究資金の配分への反映を図る。

研究開発課題のうち大規模なものについては、外部有識者の意見の聴取等による評価を実施するものとする。

国を挙げて実施する、メガサイエンス等の特に大規模かつ重要なプロジェクトについては、事前、中間及び事後の各段階において、必要に応じ経済性評価も含め、研究開発を実施する主体から独立したかたちで評価を行い、課題の選択、継続の判断等に反映するものとする。

② 研究開発機関の評価

国立試験研究機関について、その研究能力が最大限に発揮されるような条件が整備され、研究成果があがるよう、評価を実施する。このため、各機関又は所管省庁において、外部有識者から意見を聴取する等により、定期的に評価を行い、組織・人事管理、研究開発分野・課題の選定、施設設備・情報基盤・研究支援体制等の整備、共同研究等外部との交流その他研究開発機関の運営の改善を図る。

評価の具体的な実施方法については、各機関の性格等を勘案して当該機関自らが決定し、内部規程の整備等所要の措置を講ずる。なお、外部有識者の構成については、当該機関を国際的な水準に高め、維持する観点から、必要に応じ海外の卓越した研究者を登用する。

また、評価の結果等についての情報開示に努める。

また、大学等についても、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮しつつ、外部有識者の意見の聴取等による評価の導入の検討など評価システムの充実を図るとともに、評価結果等の社会への発信等に努める。

③ 研究者の評価

国家公務員たる研究者については、その所属する各研究開発機関又は所管省庁において、業績の評価が行われているが、各機関の目的、性格等に応じ、効果的な研究の推進、適切な処遇の確保を図るため、適切に実施されることが必要である。

ただし、研究開発の専門化、細分化が進んでいる中で、特に先端的な研究開発の業績について適切な評価を行い得る専門家は非常に数少ないため、そのような研究開発を実施している研究開発機関又はその部門においては、内部評価のみで評価の実を十分にあげることが困難な場合もあり、そのような場合には、各機関の判断により、外部専門家による評価を導入することとする。

なお、短期間では論文、特許等のかたちでの業績をあげにくい業務や、安全性等に関する試験評価や技術の普及指導、各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持等相対的に定型的、継続的な業務に従事する研究者については、論文数、特許件数等の評価指標とは異なる適切な評価指標を適用することも必要である。

Ⅱ. 研究開発基盤の整備・充実

(1) 研究開発施設・設備の整備

① 国立大学等の施設の整備

国立大学等については、建築後20年以上を経た施設が約50%となっている現状や、狭隘化対策として基準面積が20%引き上げられたことを踏まえ、要改築、要改修建物等を計画的に整備していく必要がある。

現在、新たな基準による狭隘化の解消及び老朽施設の改築・改修に約1200万㎡の整備が見込まれている。さらに、独創的・先端的な学術研究の推進、国際研究交流の促進など新たなニーズに対応した学術研究環境の整備等も推進しなければならない。

このような状況を踏まえ、適時適切な改築、改修時期の調査検討を行いつつ、国立大学等の施設の整備を計画的に推進する。

また、将来の研究内容や組織機構の変化に十分対応できるとともに、競争的な研究費を獲得した研究チームの活動の場として弾力的・流動的に使用できる施設の整備や、研究者の安全及び環境への影響についても配慮する。

② 国立試験研究機関の施設の整備

国立試験研究機関についても、建築後20年以上を経た施設が3分の1を超えている。国立試験研究機関の多くは筑波研究学園都市に集積しているが、それらの大半は昭和49年度から昭和54年度の間に建設されたものであり、既に修繕を必要とする時期を迎えているものもある。現在、国立試験研究機関全体の老朽施設の改築、改修に約80万㎡が見込まれている。これらについて、適時適切な改築、改修時期の調査検討を行いつつ整備を進める。

また、これら施設の老朽化対策とともに、狭隘化対策、さらには世界的水準の研究開発の実施を可能とし、産学官の共同利用及び国際的な連携・交流を促進するための高度化を計画的に推進する。

また、移転が計画されている国立試験研究機関については、円滑に移転を実施することとし、その際には将来の研究開発の高度化を念頭に置いた整備を行う。

③ 国立大学等及び国立試験研究機関の設備の整備

国立大学等及び国立試験研究機関の設備については、老朽化への対応を図るとともに、常に最先端の研究設備により研究を実施し得る研究環境を計画的に整備するため、所要の経費の拡充を図る。また、できるだけ早期に、購入後10年程度を経過した設備については順次更新していく。なお、集約できる分析機器等は、全学共同利用等による効率的使用の促進を図る。

④ 私立大学等の施設・設備の整備

私立大学における研究施設を含む施設整備支援については、日本私学振興財団による長期・低利の貸付事業を充実するとともに、私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業の推進など社会的要請の強い研究プロジェクトに対する支援の推進や、研究装置・設備に対する補助の拡充を図る。

また、公立大学についても、設備補助の拡充など、教育研究条件向上のための支援の推進を図る。

(2) 研究開発に関する情報化の促進

高度情報通信社会に対応し研究開発の高度化を図るため、研究開発に関する情報化に関する施策を以下のとおり講ずる。

① 各研究開発機関における情報通信基盤の整備

平成12年度までに、研究活動に携わる全ての国の研究者に対し、情報通信機能を有するコンピュータを配備するとともに、これを接続する機関内ネットワーク（LAN）を全ての国の研究開発機関において整備する。さらに全ての国立大学等の学内LANのATM（非同期転送方式）化を引き続き進めるとともに、国立試験研究機関においても必要に応じATM化を進める。

また、研究開発活動における情報処理の高度化のニーズに応じ、高性能計算機の整備及び応用ソフトウェア、研究開発支援情報システム・ソフトウェア等アプリケーションの開発整備を計画的に進める。

② 科学技術に関するデータベースの整備

科学技術活動の基盤となる論文等の文献データ、各種実験・観測データを含むファクトデータ等及びそれらのデータベースの着実な整備を進める。特に、国立試験研究機関、大学、学協会等が行う科学技術に関するデータベース化活動に対する支援活動として、平成8年度より科学技術振興事業団において新たに着手する研究情報データベース化支援事業を拡充するとともに、大学等の研究者に対するデータベース化支援・維持経費の拡充及び文部省学術情報センターを中心とする支援の充実を図る。

電子図書館システムの研究開発を推進し、大学の図書館に電子図書館的機能の整備充実を進める。

研究活動や研究計画立案、政策立案等に活用できる各種資源に関する案内情報のデータベース化を促進し、順次内外の研究者への提供を進める。

③ 研究開発機関間のネットワークの整備

各研究開発機関のコンピュータ、LANを接続する機関間ネットワークの整備を推進する。

国立試験研究機関等を接続する省際研究情報ネットワークについて、できるだけ早期に全国規模の基幹ネットワークへの拡充、基幹回線速度の米国並みの高速化（当面150Mbpsクラス）を図るとともに、必要に応じギガビットレベルの高速化を図る。

大学等を接続する学術情報ネットワークについても、できるだけ早期に米国並みの高速化（当面150Mbpsクラス）を図るとともに、ギガビットレベルの回線速度を目指す。また、主要大学間の衛星通信を活用したネットワーク化を推進する。

また、両ネットワークを含む各種の研究情報ネットワーク等の連携、相互接続等を一層推進しつつ、米国、欧州、アジア主要国等との間の接続を拡充し、産学官等の枠を越えて各ネットワークへの相互アクセスを一層確実なものとする。

④ その他

上記のほか、内閣の高度情報通信社会推進本部が定めた基本方針に基づき、研究分野及び学術分野の情報化実施指針に沿って、同指針のフォローアップ体制を充実しつ

つ、総合的かつ計画的に推進する。

(3) 知的基盤の整備

研究開発活動等の安定的、効率的な推進を図る上で、標準、試験評価方法、生物遺伝資源、遺伝子資源、材料等を整備、収集、保存、蓄積することが重要である。また、上記標準、材料等が広く供給されることで国として広範な普及が図られることが重要である。このため、以下の施策を講ずる。

計量標準の整備は、米国に比較して十数倍の遅れがある。このため、計量標準の種類の大幅な拡充を図る。また、試験評価、測定、調査等について、標準化のための各種試験評価方法の確立を図る。

また、研究用材料等の円滑な供給を図るため、生物遺伝資源として、植物、動物、微生物、林木、水産生物等、また、遺伝子資源として、DNAクローン、細胞株等、さらに、標準物質、化学物質、放射性物質、タンパク質、及びこれら研究用材料等に関するデータ等の開発、収集、保存、供給、供給源の確保、安全性・信頼性の確保のための体制の充実・整備を図る。

さらに、国立試験研究機関等において、研究用材料等の作製方法、分析検定方法に関する研究開発を行う。

Ⅲ. 多元的な研究資金の拡充

(1) 競争的資金の拡充

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大するとともに、競争的な研究環境の形成に貢献する競争的資金の大幅な拡充を図り、これにより、競争的資金が研究資金において占める比率が高まるよう措置する。このため、平成8年度から本格的に導入された特殊法人等を活用した新たな基礎研究推進のための経費、科学研究費補助金、科学技術振興調整費、民間能力の活用を含めた公募型の研究開発を推進するための経費、各省庁において国立試験研究機関を選択して配分する共通横断的な分野の研究開発を推進するための経費等の多様な競争的資金の大幅な拡充を図る。

(2) 多様な研究開発の推進のための重点的資金の拡充

研究開発推進の基本的方向に沿って、基礎科学の重点的な推進を図るとともに、社会的、経済的ニーズに対応して、大学、国立試験研究機関、特殊法人等の研究開発機関において行われる研究開発や各種研究開発制度により行われる研究開発が効果的かつ重点的に推進されるようにするため、上記の競争的資金の拡充と併せ、多様な研究開発の推進のために必要な研究資金の拡充を図る。

(3) 基盤的資金の充実

国立大学等や国立試験研究機関における研究者の自主性が重要な基盤的な研究活動を着実かつ効果的に推進できるよう研究者が経常的に使用できる研究資金及び研究開

発施設・設備の運営に係る経費の充実を図る。

Ⅳ. 私立大学における研究の充実

我が国の研究開発能力を引き出し発揮させるためには、高等教育機関の約8割を占め多様な研究者を有するとともに、独自の建学の精神をもって多様で特色ある教育研究活動を実施している私立大学が、各大学の判断により、民間企業等を含む他の研究開発機関との連携、交流等を積極的に推進しつつ、多様で高度な研究を実施できるようにすることが重要である。

このため、平成8年度から本格的に導入された特殊法人等を活用した新たな基礎研究推進のための経費、科学研究費補助金等の多様な競争的資金により実施される研究開発活動に私立大学の研究者が積極的に参加することを期待するとともに、特に私立大学の研究基盤及び機能の充実を図る観点から、以下の施策を講ずる。

- ① 高度情報化に対応しつつ、研究の高度化を図るため、大学院最先端装置、学内LAN装置、情報処理関係設備など研究装置及び設備への補助を拡充する。
- ② 私立大学経常費補助金について、研究機能強化のための助成の充実と重点的配分を図る。
- ③ 私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業を推進するなど中核的な研究組織に対する支援を行い、社会的要請の強い研究プロジェクトの推進を図る。
- ④ 学校法人について、多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行う。

Ⅴ. 民間の研究開発の促進と国等の研究開発の成果の活用

(1) 民間の研究開発の促進

民間の研究開発活動は、研究開発費が停滞するばかりでなく研究開発費の対売上高比率においても減少するなど、過去の景気後退局面とは異なったものとなっている。しかしながら、我が国が科学技術創造立国を目指す上で、研究開発投資額で約8割を占める民間の研究開発活動は、経済フロンティア開拓の原動力であるとともに、社会的意義、公共性の高い研究開発の一層の振興を図る上でも、国の活動と相まって重要な役割を担うことが期待されるため、その活性化を図るべく、民間の自助努力を基本としつつ、以下の施策を講ずる。

- ① 広く民間の研究開発に対する意欲を高めるための増加試験研究費税額控除制度等の研究開発活動促進に資する税制措置の積極的な活用を図る。
- ② 民間がリスクを負担することが困難な研究開発や社会的意義、公共性が高い研究開発に対する支援、特に中小・中堅企業をはじめとする活力ある企業等が行う新規事業展開等を通じた経済フロンティア開拓に資する研究開発に対する補助金等の支援の

拡充を図る。

- ③ 中小・中堅企業等の資金調達の円滑化を図るため、知的財産権担保化のための環境整備、店頭登録株式の流通市場の整備のほか、創業・立ち上がり期における資金供給源の拡充等による多様な資金の導入を推進する。
- ④ 民間の研究開発活動を円滑に進めるため、国の役割として民間においては整備が困難な大型、高価な共同利用施設・設備、研究情報基盤の整備、計量標準・標準物質の供給能力向上、試験・評価方法の標準化等の知的基盤の強化を図る。
- ⑤ 研究開発を促進するための条件整備として、知的財産権の保護強化を図るとともに、その国際的ハーモナイゼーションの推進等を強力に進める。

(2) 国等の研究開発の成果の活用

国等の研究開発成果の流通の円滑化は、我が国の研究開発の活性化、新産業の創出等の点から重要である。このため、国における研究開発成果の公共性に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。

- ① 国等の研究成果に関する情報をはじめ、民間等における研究開発に活用可能な情報について、利用ニーズに応じデータベース等を整備し、情報ネットワーク等を活用して民間等への円滑な提供を図る。
- ② 国等の研究成果について、民間等による利用の円滑化を図るための特許等の出願等から権利成立・維持に係る仕組みの整備を図る。
また、国等の研究成果で、直ちに企業化が困難なものを企業化に円滑に結びつけるため、民間活力の発揮を前提とした施策を拡充する。
- ③ 産学官の共同研究等の推進、国の研究者に関する共同研究等休職制度の活用により、国等の研究者が民間において技術指導や共同研究を積極的に行うことなどを通じ、国等の研究成果の民間への積極的な移転を促進する。

また、共同研究や国等からの委託研究の成果として得られた特許権等について共同研究や受託相手先機関に優先的な実施権が付与できるよう、契約内容の整備を図る。

さらに、研究者の流動化が今後進展していく状況にもかんがみ、研究者個人による研究成果の利用に道を開くため、各省庁は必要に応じ、特許権等の研究者個人への帰属を導入するよう、各省庁の判断に応じ、平成8年度から職務発明規程を改正する。

Ⅵ. 国際的な交流等の促進

(1) 主導的・主体的な国際共同研究開発の推進

人口、食料、資源・エネルギー、地球環境及び感染症に代表される地球規模の問題の解決に資する国際協力に重点的に取り組む。また、人類共通の知的創造活動である基礎研究について国際共同研究を積極的に、かつ幅広く推進する。

その際、先進国首脳会議において提唱したヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムのような、我が国自らが提案し、主導する国際共同研究開発を積極的に

推進するとともに、宇宙科学技術、加速器科学などメガサイエンスに主体的に取り組む。特に、国際宇宙ステーション計画、国際熱核融合実験炉（ITER）計画、大型陽子・陽子衝突型加速器（LHC）計画、国際深海掘削計画（ODP）等既存のプロジェクトの一層積極的な推進に加え、地球環境、海洋科学、情報通信等新たに国際協力の必要性が増大し、プロジェクト推進のための国際的な協力体制の構築が進んでいるような分野も積極的に推進する。

また、科学技術協力協定等に基づく国際共同研究を着実に推進する。

さらに、国際共同研究開発等国際協力を円滑に実施するための所要の体制の整備を進める。

（２） 開発途上国等との科学技術協力の拡充

開発途上国の自助努力に対し、側面から相手国の事情に応じたきめ細かな協力をしていくことを基本として、科学技術協力を質的・量的に拡充する。

アジア太平洋地域の国々は、自前の研究開発能力の向上を志向する段階に移行しており、関係国の研究者が主体的な役割を果たす共同研究開発を進めるとともに、研究者の交流の拡充、留学生の受入れ等科学技術系人材の養成、研究情報ネットワーク分野における協力、研究施設の相互利用等の協力を強化する。

（３） 国際的な科学技術活動の強化のための環境の整備

国際的な科学技術活動を強化するため、まず、我が国の大学、国立試験研究機関等の研究開発能力と人材養成能力を高め、国際的研究開発拠点を形成・整備するとともに、筑波研究学園都市等の育成を図りつつ、世界の情報・研究交流の核としていく。併せて、我が国の研究体制を国際的に開かれたものとし、外国人研究者の登用・受入れを促進する。国立試験研究機関全体として見れば１研究室当たり１人の外国人研究者の受入れを行うことを目指す。また、フェローシップ等各種受入れ制度の拡充を図ることとし、平成１２年度までに日本学術振興会外国人特別研究員制度を現状の４２０人規模から１０５０人規模に拡充するとともに、STAフェローシップを現状の３４０人から１０００人規模に拡充する等により受入れの拡大を図る。さらに、外国人研究者の受入れのため、日本語研修の充実、外国人宿舍の整備、家族に対する教育・文化活動の機会の提供等の生活支援を図ることとし、できるだけ早期に、外国人研究者の長期受入れ制度の拡充に伴い増大する、国立試験研究機関に受け入れる外国人研究者に新たに必要となる外国人宿舍の計画的整備を図る。また、国立大学等においては、増大する長期滞在外国人研究者の研究に支障が生じないように、できるだけ早期に宿泊施設の計画的整備を図る。

また、我が国の研究者の海外への派遣の機会を拡充する。このため、国立試験研究機関等においては、研究者の長期派遣の機会の拡充や、国際研究集会への出席等の機会を平均１人年１回程度とすることが望まれていることを踏まえて、経費の効率的、効果的な使用に十分配慮しつつ、引き続き機会の拡充に努める。

さらに、大学における学術研究には諸外国との交流が不可欠であり、現在、大学等在外研究員事業、国際研究集会研究員派遣、科学研究費補助金（国際学術研究）、日

本学術振興会事業等により約1万人の大学等の研究者が海外における研究活動に従事しているところであるが、引き続きこれらの事業の拡充を図るとともに平成8年度から本格的に導入された特殊法人等を活用した新たな基礎研究推進制度等における海外への派遣の機会の充実を図る。

また、学術情報の国際交流を図るために、国立大学等が世界の第一級の研究者を招き実施する国際シンポジウムの開催を積極的に支援する。

Ⅶ. 地域における科学技術の振興

今日、我が国が経済社会の広範な局面で激しい変化にさらされている中で、地域もその大きな影響を受けており、自ら経済フロンティアの開拓の担い手として地域の活性化を目指すとともに、人と自然が共存し、安心して暮らせる豊かな地域社会を実現することが求められている。

地域における科学技術の振興は、地域の活性化の原動力となり、住民の生活の質を向上させるものであるとともに、我が国全体として科学技術の高度化、多様化にも資するものである。これらにかんがみ、地方公共団体が、地域の特色ある科学技術活動の活性化を図るために自主的かつ個性的な取組を行うことを期待しつつ、国として、地域のこうした取組を積極的に支援し、あわせて地域の優れた研究開発のための資源及び能力を活用して、地域における科学技術の振興を図るため、以下の施策を講ずる。

- ① 地域の研究開発水準の高度化や地域の特性を踏まえた研究開発の促進に資するためには、人材の育成や研究施設等の基盤の整備が重要であり、科学技術に対する理解の増進や基礎的・先導的な研究開発の促進、生活・社会に密着した課題への取組のための特色ある科学技術関連施設の整備に対する支援の拡充を図る。
- ② 地域のニーズ、特性、自然条件等に立脚した基礎的・先導的研究開発を行い、その成果の効果的な普及、実用化を促進するため、産学官の連携・交流を促進することが重要であり、国立大学、国立試験研究機関、公設試験研究機関、公立大学、民間企業等の産学官の研究開発機関が参加する多様な研究制度の整備、拡充を行うとともに、研究開発のコーディネータの育成・活用、国立大学や国立試験研究機関のコーディネート活動の強化等の方策を実施する。
- ③ 公設試験研究機関が行う地域の産業の発展等につながる研究開発・技術支援及びその一層の効果的・効率的実施のための公設試験研究機関間の連携の構築に対する支援の強化、公設試験研究機関と国公立大学、国立試験研究機関との間の人材及び情報の交流の活発化、公設試験研究機関の研究者に対する研修制度の充実等、公設試験研究機関の研究開発・技術支援機関としての活動と機能の強化のための支援を充実する。

また、地域における科学技術の振興に重要な役割を果たしている公立大学について、引き続き、その研究活動の充実のための支援の推進を図る。

- ④ 地域の優れた研究開発資源及び能力を活用し、高度の研究成果をあげるため、地方公共団体と連携を図りつつ、政府関連の研究開発機能の地域展開を図る。

Ⅶ. 科学技術に関する学習の振興及び理解の増進と関心の喚起

(1) 学校教育における理科教育・技術教育の充実

理科教育・技術教育において、自然に親しむ機会や観察、実験、実習、製作等の探求活動・実践活動の機会を増やすとともに、チーム・ティーチングの活用等により個性を生かした指導を進める。また理科教育・技術教育の担当教員に対する各種の研修機会を充実させるとともに、外部人材の積極的活用を図る。

また、理科教育設備基準に基づいて、理科実験・実習用の設備の整備を速やかに進めるほか、教育用コンピュータを、おおむね平成11年度までに公立の小学校で22台（児童2人に1台）、中学校・普通科高等学校で42台（生徒1人に1台）を目標に整備を図るなど順次拡充を進めるとともに、将来多くの学校でインターネットが利用されることを念頭に置いた実践研究の実施等の施策を講ずる。

さらに、学習用ソフトウェアの開発・充実を図るとともに、教育用ソフトウェアライブラリセンターの全国的な整備を推進する。また、一定の地域単位で、科学学習センターの整備を推進する。産業教育施設・設備基準に基づき、高等学校における産業教育の振興のための実験・実習施設・設備の整備を進めるとともに、先端的で高度な情報機器、先端技術装置等を備えた産業教育共同利用施設等の整備を図る。

また、学校・大学等の特色、専門分野の特性に応じた多様な選抜を行うなど高等学校・大学の入学者選抜方法の一層の改善を図る。

(2) 科学技術に親しむ多様な機会の提供

青少年を中心として国民の科学技術に対する興味・関心を高めるため、大学、高等専門学校、国立試験研究機関等に高校生等を受け入れる体験事業、小・中・高等学校等での大学教員・研究者による講演や実験の実演等を推進する。

また、魅力ある博物館・科学館等の整備・充実及び魅力あるプログラムの開発を通じて、青少年の科学的な見方・考え方を育み、自然科学への理解の深化を図るとともに、科学技術が社会・経済の発展に果たした重要な役割に関する理解の増進を図る。また学芸員等の専門的職員の資質の向上を図るとともに、地方公共団体の行う先端科学技術体験センターの整備に対する支援を充実する。さらに地方公共団体や民間の施設を含めた博物館・科学館等の間のネットワークの強化等を講ずるほか、マルチメディア技術を活用し、博物館・科学館等の一層の情報化を推進する。

この他、テレビ・ラジオを活用した放送大学について、対象地域の全国への拡大等の充実を図る。

また、国立大学の有する学術標本を研究開発の基盤として利用するとともに、科学技術情報として積極的に外部に発信する機能を持ったユニバーシティ・ミュージアムの整備を推進する。

(3) 科学技術に関する理解の増進と関心の喚起

科学技術の振興に関する国民的合意がより広く、また深く醸成されるよう、科学技

術と人間の生活・社会及び自然との調和、さらには自然科学と人文科学の調和のとれた発展に十分留意しつつ、（２）に掲げる機会の提供において適切な配慮を行うほか、全国的な普及啓発活動や広報の実施、研究成果の公開、必要な情報の提供、研究施設の公開、科学技術に対する社会の関心を高めるための論議の場の設定など国民の理解の増進と関心の喚起に関する施策を一層拡充する。またこうした科学技術に関する社会的受容の向上は、国際的に共通の問題であることから、問題解決へ向けた各国との協力関係の構築を推進する。また、研究者側においても研究開発活動について、社会から強い支持が得られるよう社会に対して適時的確で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。

(参 考)

科 学 技 術 会 議

議 長	内 閣 総 理 大 臣	橋 本 龍太郎
議 員	大 蔵 大 臣	久 保 亘
同	文 部 大 臣	奥 田 幹 生
同	経 済 企 画 庁 長 官	田 中 秀 征
同	科 学 技 術 庁 長 官	中 川 秀 直
同	日 本 学 術 会 議 会 長	伊 藤 正 男
同	(常 勤)	森 亘
同	(常 勤)	大 澤 弘 之
同	(日 本 電 気 (株) 会 長)	関 本 忠 弘
同	(大 阪 大 学 名 誉 教 授)	熊 谷 信 昭
同	(東 京 大 学 名 誉 教 授)	中 根 千 枝

政 策 委 員 会

委 員 長	森	亘	科学技術会議議員
委 員	大 澤	弘 之	科学技術会議議員
同	伊 藤	正 男	科学技術会議議員
同	関 本	忠 弘	科学技術会議議員
同	熊 谷	信 昭	科学技術会議議員
同	中 根	千 枝	科学技術会議議員
同	青 井	舒 一	(株)東芝会長
同	飯 塚	幸 三	(株)クボタ専務取締役
同	猪 瀬	博	学術情報センター所長
同	大 崎	仁	日本学術振興会理事長
同	岸	國 平	東京都立立川短期大学長
同	田 中	郁 三	学位授与機構長
同	古 川	昌 彦	三菱化学(株)会長
同	村 上	陽一郎	国際基督教大学教授
同	矢田部	厚 彦	ソニー(株)顧問
同	米 沢	富美子	慶應義塾大学理工学部教授

総 合 計 画 部 会

部	会	長		澤	弘	之	科学技術會議議員
議		員		大森	正	亘	科学技術會議議員
	同			伊藤	忠	男	科学技術會議議員
	同			関本	信	弘	科学技術會議議員
	同			熊谷	千	昭	科学技術會議議員
	同			中青根	舒	枝	科学技術會議議員
専門委員				有馬	朗	一	(株)東芝会長
	同			飯塚	幸	人	理化学研究所理事長
	同			井口	雅	三	(株)クボタ専務取締役
	同			石井	威	一	(財)日本自動車研究所所長
	同			猪瀬		望	慶應義塾大学環境情報学部教授
	同			今井	賢	博	学術情報センター所長
	同			井村	裕	一	スタンフォード大学教授
	同			大崎		夫	京都大学総長
	同			岸川	輝	仁	日本学術振興会理事長
	同			北村	定	雄	東京大学先端科学技术研究センター長
	同			示邨	悦二	謙	(財)食品薬品安全センター理事長
	同			下竹	昭	郎	北陸先端科技大学大学院大学教授
	同			田内	郁	三	日本原子力研究所顧問
	同			鳥居	和	夫子	岡崎国立共同研究機構長
	同			中原	泰	彦	(社)共同通信社論説委員
	同			西尾	恒	雄	慶應義塾塾長
	同			西垣	敏	彦	住友電気工業(株)副会長
	同			樋口	敬	昭	生物系特定産業技術研究推進機構理事
	同			晝馬	輝	二	海外経済協力基金総裁
	同			古川	昌	夫	中部大学国際関係学部教授
	同			水宮	弘	彦	浜松ホトニクス(株)社長
	同			宮津	純一郎	一	三菱化学(株)会長
	同			吉本	美沙子	融	(株)野村総合研究所相談役
							日本電信電話(株)副社長
							日本女子大学学長
							埼玉大学教授

総合計画部会 基本問題分科会

主査	大澤弘之	科学技術会議議員
専門委員	飯塚幸三	(株)クボタ専務取締役
同	池上徹彦	日本電信電話(株)基礎研究所長
同	大崎仁	日本学術振興会理事長
同	茅陽一	慶應義塾大学大学院教授
同	川崎雅弘	新技術事業団専務理事
同	岸輝雄	東京大学先端科学技術研究センター長
同	久保孝雄	(株)ケイエスピー社長
同	黒川清	東京大学医学部教授
同	武田康嗣	(株)日立製作所専務
同	富浦梓	新日本製鐵(株)常任顧問
同	中原恒雄	住友電気工業(株)副会長
同	中村雅美	日経サイエンス編集長
同	西尾敏彦	生物系特定産業技術研究推進機構理事
同	西岡秀三	国立環境研究所地球環境研究グループ統括研究官
同	西田篤弘	宇宙科学研究所長
同	松本和子	早稲田大学理工学部教授
同	水口弘一	(株)野村総合研究所相談役
同	吉村融	埼玉大学教授

審 議 経 過

総 合 計 画 部 会

平成7年12月13日 (第25回)

平成8年 3月22日 (第26回)

平成8年 6月21日 (第27回)

基 本 問 題 分 科 会

平成7年12月27日 (第 1 回)

平成8年 1月18日 (第 2 回)

平成8年 1月30日 (第 3 回) (総合計画部会委員の参加を得て開催)

各界有識者からの意見開陳

- ・ 国立大学協会 吉川 弘之 会長
- ・ 日本学術会議 伊藤 正男 会長

平成8年 2月 5日 (第 4 回) (総合計画部会委員の参加を得て開催)

各界有識者からの意見開陳

- ・ 日本私立大学団体連合会 橘高 重義 会長
- ・ 国立研究機関長協議会 松山 茂 代表幹事

平成8年 2月 9日 (第 5 回) (総合計画部会委員の参加を得て開催)

各界有識者からの意見開陳

- ・ 経済団体連合会 武田 康嗣 産業技術委員会政策部会長
- ・ 東京商工会議所 池田 彰孝 中堅・中小企業委員会副委員長
- ・ ファイザー製薬(株) ケネス P. ウォルスキー 専務取締役

平成8年 2月15日 (第6回)

関係省庁からヒアリング

平成8年 2月19日 (第7回)

関係省庁からヒアリング

平成8年 2月26日 (第8回)

平成8年 3月12日 (第9回)

平成8年 3月29日 (第10回)

平成8年 4月 8日 (第11回)

平成8年 4月11日 (第12回)

平成8年 4月26日 (第13回)

平成8年 5月16日 (第14回)

平成8年 6月20日 (第15回)